

宮城県告示第七百三十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定による収用及び使用の手続開始の申立てがあったので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 収用及び使用の手続が開始される土地等

1 起業者の名称 宮城県

2 事業の種類 一級河川鳴瀬川水系吉田川改修工事（黒川郡大和町宮床字上綱木地内から同町吉田字谷地地先河川敷地まで）並びにこれに伴う町道，準用河川，農業用道路及び農業用水路付替工事

3 手続が開始される土地

(一) 収用の手続が開始される土地 黒川郡大和町吉田字車沢東及び字栃木沢東地内

(二) 使用の手続が開始される土地 黒川郡大和町吉田字栃木沢東地内

二 起業者が収用及び使用の手続を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

大和町役場（都市建設課）